

○委員会の設置等に関する細則

(2022年10月9日 運営委員会承認)

(目的)

第1条 この細則は、会則第11条で規定する委員会（ただし選挙管理委員会を除く）の設置等に関して必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 委員会は本会の運営上必要な機関として設置する。

2 委員会は、担当理事がその設置要綱を提出し、運営委員会の審議および承認を経て設置される。

3 委員会は、理事から提出された設置要綱を運営委員会において審議し、その承認を経て設置される。

4 設置要綱には、以下の事項を記載するものとする。

① 設置の目的

② 所掌事務

③ 組織

④ その他必要な事項

4 設置要綱の改正には、運営委員会の承認を必要とする。

5 運営委員会が承認した設置要綱は、すみやかに会員へ公開されなければならない。

(組織)

第3条 委員会の委員は原則として本会の個人会員または準会員とするが、必要に応じて個人会員または準会員以外の有識者、経験者等を委員として加えることができる。

2 運営委員会との連絡調整を図るため、会長は運営委員会の承認を経て当該委員会の担当理事を定める。

3 前項の担当理事は、当該委員会に委員として加わるものとする。

4 委員長および副委員長は、委員会において個人会員である委員の中から選出する。

5 委員長は委員会の会務を総理する。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その任務を代理する。

(委員会の廃止)

第4条 委員会は、運営委員会の承認を経て廃止することができる。

附 則

1 本細則は運営委員会議決の日から施行する。

2 施行日においてすでに設置されている委員会についても本細則を適用する。なお、設置要綱が運営委員会で承認されていない委員会については、すみやかに設置要綱の承認を得るものとする。

<改正履歴>

(1) 2022年(令和4年)10月9日制定

(2) 2023年(令和5年)2月28日一部改正(第2条)